

福井県地域維持型建設共同企業体試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福井県土木部が発注する地域維持事業のうち、地域維持型契約方式の試行において、地域維持型建設共同企業体を活用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 地域維持型建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）とは、地域維持事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成させる共同企業体をいう。

(共同企業体の活用の基本)

第3条 共同企業体の活用は、地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必要がある等、地域の実情に応じて行うものとする。

(対象事業)

第4条 共同企業体により施工することができる地域維持事業は、制限付き一般競争入札実施要領第18条第1項に規定する入札参加資格委員会に付議し、承認を受けた地域維持事業とする。

(運営形態)

第5条 共同企業体の運営形態は、共同施工方式（全構成員があらかじめ定めた出資割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって地域維持事業を施工する方式）とする。

(構成員の数)

第6条 共同企業体の構成員の数は、地域や対象事業の実情に応じ円滑な施工が確保できる数を勘案して10者程度を上限に発注機関が定めるものとする。

(構成員の要件および組合せ等)

第7条 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 建設工事の請負契約等に係る競争入札参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号。以下「告示」という。）の第6項第2号に定める福井県競争入札参加資格者名簿に登載された建設業者（以下「有資格業者」という。）であること。
- (2) 全ての構成員は、入札公告で定める業種について、建設業法（昭和24年法律第10

0号。以下「法」という。)第3条に規定する建設業許可を有しての営業年数が3年以上あること。

- (3) 代表者は土木一式工事について、元請として一定の実績があること。
 - (4) 入札公告で定める人員を配置することができること。ただし、業務責任者は専任とする。
- 2 建設工事に係る経常建設共同企業体または特定建設工事共同企業体を構成している者も、単独で共同企業体の構成員として参加することができるものとする。

(代表者)

第8条 共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、構成員のうち土木一式工事の有資格業者とし、等級の異なる者の間では、上位等級の者とする。

(出資割合等)

第9条 代表者の出資割合は、構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回らなければならない。

- 2 全ての構成員の出資割合は均等割の10分の6以上でなければならない。

(結成方法)

第10条 共同企業体の結成は、構成員の自主結成とする。

- 2 共同企業体を結成した構成員は、同一の地域維持事業において他の地域維持型建設共同企業体の構成員となることができない。

(入札参加資格審査申請)

第11条 知事は、共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめ、その旨および次の各号に掲げる事項を公示し、資格審査の申請を行わせるものとする。

- (1) 共同企業体に競争を行わせる業務である旨および当該業務名
 - (2) 履行場所
 - (3) 業務の概要
 - (4) 共同企業体の構成員数、組合せ、代表者である構成員の要件、代表者以外の構成員の要件
 - (5) 資格審査申請書の受付期間および受付場所
 - (6) 資格の有効期間
 - (7) その他必要事項
- 2 資格審査の申請を行おうとする共同企業体は、次の各号に掲げる書類について、発注機関の長を経由して知事に提出しなければならない。
- (1) 地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第1号)

- (2) 地域維持型建設共同企業体協定書（様式第2号）の写し
- (3) 委任状（様式第3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（資格審査等）

第12条 知事は、前条の規定により資格審査の申請があった共同企業体について資格審査を行い、適格なものを有資格共同企業体として決定し、申請者へ通知する。

2 前項の規定により決定される入札参加資格は、告示第11項の規定にかかわらず、決定の対象となった業務についてのみ有効とする。

（協定書）

第13条 第11条第2項（2）に規定する共同企業体協定書は、様式第2号に準じて作成しなければならない。

（編成表の提出）

第14条 共同企業体は、運営委員会の委員名、組織および人員配置等を記載した地域維持型建設共同企業体編成表を様式第4号に準じて作成し、契約締結時に契約担当者に提出しなければならない。

（出資の割合等に関する協定書の提出）

第15条 共同企業体は、出資割合に関する協定書を様式第5号に準じて作成し、その写しを契約締結時に契約担当者に提出しなければならない。

（共同企業体の有効期間）

第16条 共同企業体の有効期間は、当該業務の入札の結果落札した共同企業体については当該業務が完了し共同企業体の精算が終了するまでとし、その他の共同企業体については請負契約が締結された日までとする。

（変更の届出）

第17条 共同企業体は第11条第2項により申請した事項に変更があった場合には、速やかに知事に届け出なければならない。

（共同企業体に対する通知等）

第18条 共同企業体に対する各種通知、業務の監督、請負代金の支払等の行為についてはすべて共同企業体の代表者に対して行うものとし、代表者に対して通知等を行った場合には他の構成員にも通知等があったものとみなす。

(その他)

第19条 この要領に定めのない事項については、入札参加資格委員会の議を経て、契約担当者が定める。

附 則

この要領は、令和4年1月27日から施行する。